

神奈川県新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金(第16弾)

申請の手引き



申請受付期間

電子申請	令和4年 2月14日 (月)予定 ~ 令和4年 4月15日 (金)
郵送申請	令和4年 2月14日 (月) ~ 令和4年 4月15日 (金) (当日消印有効、締切厳守)

※申請受付期間を過ぎた場合、受付できませんので、あらかじめご承知おきください。

県では電子申請を推奨しています



かんたん&便利な電子申請 詳しくはP13へ

▶ **神奈川県ホームページ** (電子申請もこちらから)

「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第16弾)について」



神奈川 協力金 第16弾

検索

協力金 (第16弾) 概要

神奈川県は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県内にある食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗に対して、時短営業を要請しました。対象となる店舗を運営し、時短営業にご協力いただいた事業者の皆様に対して、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第16弾)」を交付します。

※協力金(第16弾)は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した事業です。

目次

1. 協力金（第16弾）に係る要請内容等は？	P 1
2. どんな店舗が対象なの？	P 2
3. 協力金交付額は？	P 3
4. 申請書はどう書くの？（下限額申請書）	P 5
5. 必要な提出書類は？	P10
6. どのように申請するの？	P13
7. よくあるお問合せ	P14

1. 協力金(第16弾)に係る要請内容等は？

まん延防止等重点措置

対象期間	令和4年1月21日（金）から2月13日（日）まで	
対象区域	県内全市町村	
対象施設	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗	
マスク 飲食 実施店 認証店	要請 A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5時から21時までの時短営業 ・ 酒類の提供は11時から20時まで ただし、「マスク飲食実施店」の認証済であること（「現地確認済み」を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・ 1テーブル4人以内。ただし、認証店である披露宴会場など（慶弔行事に使用する会場）は、対象者に対する全員検査を当日中に行った場合、人数制限なし。 ※期間の途中で要請Bに変更した場合も、 全期間要請Aの協力金交付額 が適用されます。
	要請 B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5時から20時までの時短営業（休業含む） ・ 酒類の提供は終日停止（酒類の店内持込を含む） 1テーブル4人以内。ただし、認証店である披露宴会場など（慶弔行事に使用する会場）は、対象者に対する全員検査を当日中に行った場合、人数制限なし。 ※期間の途中で要請Aに変更した場合は、 全期間要請Aの協力金交付額 が適用されます。
非認証店	要請 C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5時から20時までの時短営業（休業含む） ・ 酒類の提供は終日停止（酒類の店内持込を含む） ・ 1テーブル4人以内 ・ 県の「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策に係るステッカー」を掲示し、マスク飲食を推奨すること

2. どんな店舗が対象なの？

交付要件

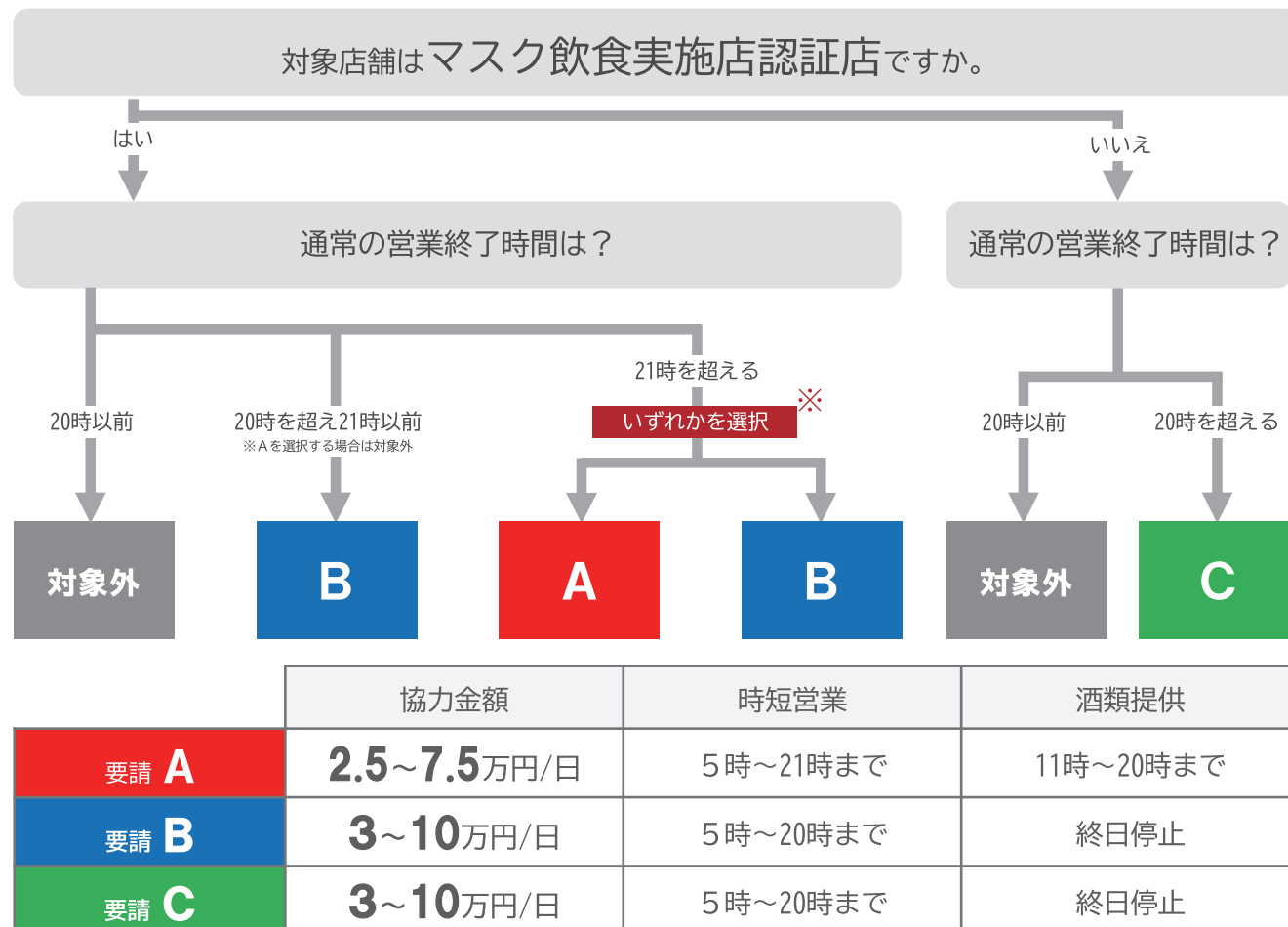
- 対象店舗において県の要請(P1)に従い時短営業(休業含む)を行った
 - 県内にある食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け、営業の実態があり、当該許可の有効期限が令和4年2月13日以降である
 - 時短営業開始日から令和4年2月13日までの間、連続して時短営業(休業含む)した
 - 1テーブル4人以内とした。ただし、認証店である披露宴会場など(慶弔行事に使用する会場)は、対象者に対する全員検査を当日中に行った場合、人数制限なし。
 - 「時短営業の案内(酒類の提供時間等含む)」又は「休業の案内」を店先等に掲示した
 - 県の「マスク飲食実施店認証書」「マスク飲食実施店認証制度現地確認済書」「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策に係るステッカー」のいずれかを掲示した(要請の全期間休業した店舗は除く)
 - 「マスク飲食」を推奨した(要請の全期間休業した店舗は除く)
- ※「暴力団等に該当しない」等の誓約事項がありますので、申請書をご確認ください。

要請内容の選択(第16弾での変更点)

要請内容判定フロー図

協力金対象店舗の方は、今回応じる要請を、要請開始日までに選択し、該当する掲示物を店先等に掲示してください。要請内容は下記フロー図でご確認ください。

※その他の詳しい要件はP1~2を必ずご確認ください



※期間の途中で要請A→B又は要請B→Aに変更した場合は、全期間 要請A の協力金額が適用されます。

3. 協力金交付額は？

1日当たりの協力金交付額

- 大企業以外は【売上高方式】又は【売上高減少額方式】のいずれかの計算方法を選択できます。
- 「1日当たりの売上高」は、原則として申請する店舗内の飲食部門のみとなります。飲食店以外の事業、店舗内での土産物等の物品販売、テイクアウトに係る売上等は除外して売上高を計算してください。

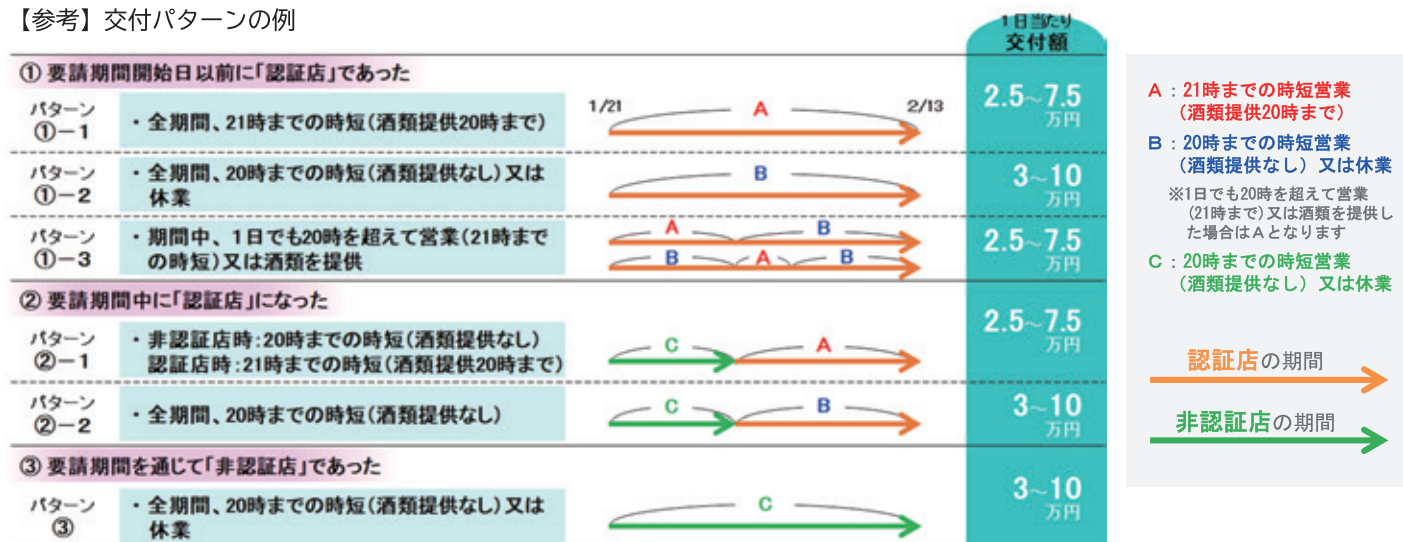
<要請Aの場合>

【売上高方式】 大企業は選択不可	平成31年、令和2年又は令和3年の時短要請月(1月・2月)の1日当たりの売上高		
	8.3333万円以下	8.3333万円超～25万円以下	25万円超
	2.5万円	上記売上高×0.3	7.5万円
【売上高減少額方式】	平成31年、令和2年又は令和3年の時短要請月(1月・2月)からの1日当たりの売上高減少額×0.4 (上限20万円又は平成31年、令和2年若しくは令和3年の時短要請月(1月・2月)の1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い額)		

<要請B・要請Cの場合>

【売上高方式】 大企業は選択不可	平成31年、令和2年又は令和3年の時短要請月(1月・2月)の1日当たりの売上高		
	7.5万円以下	7.5万円超～25万円以下	25万円超
	3万円	上記売上高×0.4	10万円
【売上高減少額方式】	平成31年、令和2年又は令和3年の時短要請月(1月・2月)からの1日当たりの売上高減少額×0.4 (上限20万円)		

【参考】 交付パターンの例

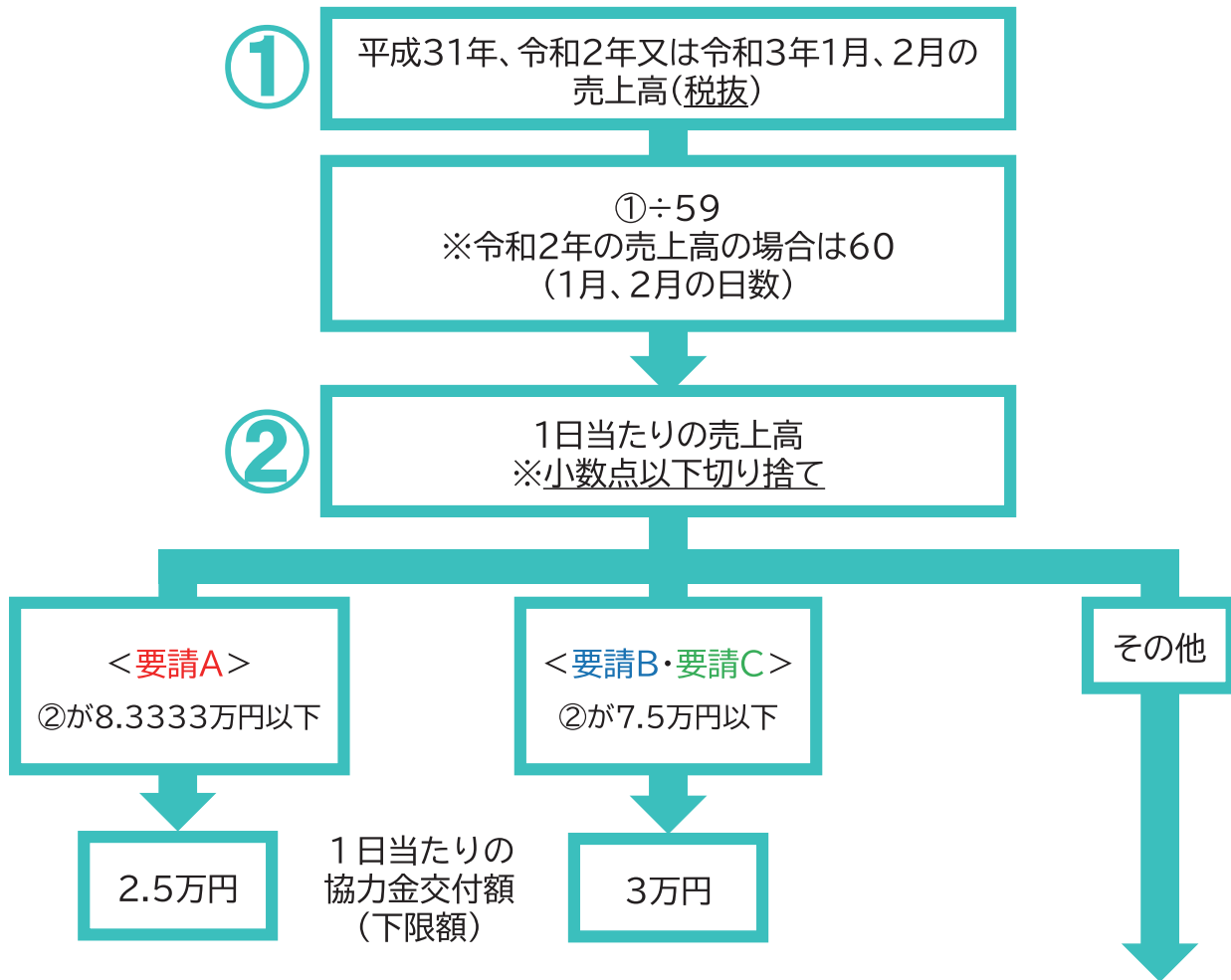


交付額の計算方法

1月21日(金)から2月13日(日)までの全期間、上記表の計算方法で算定した

1日当たりの協力金交付額 × 時短営業(休業含む)した日数

3. 協力金交付額は？(売上高方式計算フロー図)



「売上高方式」で上記②が下限額を超える場合、又は「売上高減少額方式」により申請される場合は、県ホームページをご確認ください。

※県ホームページ掲載の「協力金額算定シート(Excel)」では、上記①及び対象期間における時短営業開始日を入力するだけで、協力金額を自動的に算定(「売上高減少額方式」にも対応)できます。ご活用ください。

時短営業した日数とは

日 NO	1/21	22	23	24	2/10	11	12	13	交付対象期間	時短営業した日数
1	○	☆	☆	○	○	○	○	○	1/21~2/13	24日
2	×	×	☆	○	○	☆	○	○	1/23~2/13	22日
3	☆	☆	☆	○	☆	○	×	○	2/13	1日
4	☆	○	○	○	○	○	×	☆	なし	なし
5	☆	○	○	○	○	○	○	×	なし	なし

○：時短営業した日
(休業含む)
×：時短営業
しなかった日
☆：定休日等※

(※) 定休日又は通常の営業時間が20時(「要請A」の場合は21時)より前に終了する日

- ・時短営業開始日の前や時短営業中に定休日等(☆)がある場合、時短営業した日として扱います。ただし、時短営業しなかった日がある場合、それまでの期間は対象外となります。
- ・「マスク飲食実施店認証店」は、要請A又は要請Bいずれかを選択し、期間の途中で変更することが可能です。ただし、変更した場合は全期間要請Aの協力金交付額が適用されます。

4. 申請書はどう書くの？(下限額申請書)

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第16弾) 交付申請書 記入例①

この申請書は、協力金の額が下限額(1日当たり25万円(21時までの特短の場合)又は3万円(20時までの特短、休業の場合)の店舗専用で、大企業は使用できません。上記以外の店舗は、電子申請をご利用いただくか、申請書を神奈川県ホームページからダウンロードして申請してください。
※ 詳細は4ページをご覧ください。

様式1 (第5条関係 郵送用)

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第16弾) 交付申請書

① 令和 4 年 2 月 14 日

神奈川県知事 殿

神奈川県への要請に基づき、時間短縮営業等を実施したので、誓約事項を誓約の上、神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第16弾)を次のとおり申請します。

1 申請事業者の情報

法人の方													
本店所在地	〒	231	-	8588	神奈川県	横浜市	中区	日本大通1	市・区 町・村	〒	1	2	
法人名	株式会社神奈川県庁												
代表者職名	代表取締役												
代表者氏名	神奈川 太郎												
② 法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3

個人事業主の方												
自宅住所	〒		-		神奈川県				市・区 町・村	〒		
フリガナ												
氏名												
③ 生年月日	西暦				年				月			日

④ 日中連絡先

日中連絡が 取れる方	フリガナ	カナガワ シロウ 神奈川 次郎	電話番号	123-456-7890
---------------	------	--------------------	------	--------------

1ページ

① 申請日

申請書の作成日を記入してください。

② 法人番号

法人の場合は、13桁の法人番号を記入してください。

③ 生年月日

個人事業主の場合は、西暦で記入してください。

④ 日中連絡先

日中連絡が取れる方の情報を記入してください。

※画像はサンプルのため、実際の申請書をご確認の上、申請してください。

営業許可証に記載のある営業者が、
全店舗について一括して申請してください。

※この記入例及び各所で配架している申請書は、「売上高方式」かつ「下限額」で申請する方専用です。それ以外の方は、県ホームページから様式をダウンロードしていただくか「電子申請」をご利用ください。

4. 申請書はどう書くの？(下限額申請書)

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第16弾) 交付申請書 記入例②

⑤ 2 協力金額

時間短縮営業等を実施した 神奈川県内の全店舗数	1 店舗 ※ 申請事業者の時間短縮営業等を実施した店舗をすべて記載してください。全店舗の提出書類が揃った後に記載してください。
交付申請額	60 万円 ※ 当申請における全店舗の「4 時間短縮営業等を実施した店舗の情報」の「当該店舗の協力金額」の合計額を記載してください。また、千円の単位がある場合には小数点を用いて記載してください。(例：47万5千円の場合は47.5万円)

⑥ 3 口座振込依頼

神奈川県から支払われる「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第16弾)」は下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	県庁	銀行 信金・信組 農協	金融機関 コード	1	2	3	4			
支店名	関内	本店 支店	支店コード	1	2	3				
種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号 (右詰め)		1	2	3	4	5	6	7
口座名義人 カタカナ (※)	*通帳の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカタカナで記載のもの カ) カナガワケンチョウ									

※口座は、法人の場合は「1 申請事業者の情報」に記載した法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座を指定してください。

⑤ 協力金額

「店舗数」や「交付申請額」等の項目について、漏れなく記入してください。

⑥ 口座振込依頼

- ・振込先
通帳等に記載されているとおり正確に記入してください。
- ・金融機関名等
金融機関コードはお持ちの通帳又は各金融機関のホームページ等でご確認ください。
- ・口座名義人
通帳等の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカナ口座名義人をそのまま転記してください。

4. 申請書はどう書くの？(下限額申請書)

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第16弾) 交付申請書 記入例③

店舗情報(オモテ)

4 時間短縮営業等を実施した店舗の情報 ⑦

2店舗以上申請する場合は、必ず店舗分の枚数をコピーしてから記載してください。【1 店舗目】

店舗名称	居酒屋 カナガワ
⑧ 営業許可年月日	平成・令和 元 年 5 月 15 日 <small>※飲食店又は喫茶店営業許可証の許可年月日を記載してください。</small>
営業許可の有効期限	平成・令和 6 年 5 月 31 日 <small>※飲食店又は喫茶店営業許可証の「許可の有効期限」の末日を記載してください。</small>
営業許可番号	〔横浜市〕 横浜市 〇〇 指令第 123 号 〔川崎市〕 川崎市指令 第 号 〔横須賀市〕 横須賀市指令 第 号 〔上記以外〕 第 号
店舗所在地	〒 231 - 8588 神奈川県 横浜市中区日本大通 1
⑨ マスク飲食実施店の認証状況 (いずれかに✓)	<input checked="" type="checkbox"/> 1月21日時点でマスク飲食実施店認証店であった。 <input type="checkbox"/> 要請期間中にマスク飲食実施店認証店となった。(現地確認を含む) 認証待ちの店舗は現地確認日：令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 1月21日時点から2月13日まで非認証店であった。

3 ページ

⑦ 該当店舗の記入(1)

時短営業(休業含む)を実施した神奈川県内の全店舗のうち何店舗目の情報かを記入してください。

⑧ 営業許可証の情報

営業許可年月日、営業許可の有効期限、営業許可番号、店舗所在地を記入してください。

⑨ マスク飲食実施店の認証状況

「マスク飲食実施店」の認証状況について、当てはまるものにチェック(✓)を記入してください。

要請期間中に現地確認を受け、認証待ちの場合は「現地確認日」を記入してください。

※2店舗以上申請する場合は、必ず店舗分の枚数をコピーしてから記入してください。

※用紙のオモテとウラが、必ず同一店舗の情報となるようにしてください。

4. 申請書はどう書くの？(下限額申請書)

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第16弾) 交付申請書 記入例④

店舗情報(ウラ)

10

【1 店舗目】

(前ページからのつづき)

11 時間短縮営業等実施期間 令和4年 1月21日 から 令和4年2月13日 まで (24日間)

12 取組内容及び協力金額
 ①～③のいずれか
 の上、金額・日数を記載

10 店舗目

【マスク飲食実施店舗】
 通常、21時から翌朝5時までの特別営業を行っていましたが、県からの要請に基づき、上記の特別営業は、1テーブル4人以内(当該店舗である特別営業場などが全員休業を当日中に行った場合を除く)、5時から21時まで(臨時の提供は11時から20時まで)に時間短縮営業しました。

【上記以外のマスク飲食実施店舗及び非店舗】
 通常、20時から翌朝5時までの特別営業を行っていましたが、県からの要請に基づき、上記の特別営業は、1テーブル4人以内(当該店舗である特別営業場などが全員休業を当日中に行った場合を除く)、5時から20時まで(臨時の提供(店舗持ち込みを含む)は当日停止)に時間短縮営業又は休業しました。

① 全期間、21時までの時短営業(酒類提供20時まで)
 60万円 = (2.5万円/日 × 24日間) (最大60万円)
※千円単位がある場合には小数点を用いて記載してください。(例: 47万5千円の場合は47.5万円)

② 全期間、20時までの時短営業(酒類提供なし)又は休業
 万円 = (3万円/日 × 日間) (最大72万円)

③ 期間中、要請内容を変更して1日でも20時を超えて営業(21時までの時短)又は酒類を提供(酒類提供20時まで) ※1を除く
 万円 = (2.5万円/日 × 日間) (最大60万円)
※千円単位がある場合には小数点を用いて記載してください。(例: 47万5千円の場合は47.5万円)

下記以外の店舗の申請については、神奈川県ホームページから、該当する申請書をダウンロードするか、電子申請をご利用ください。

神奈川県 協力金 第16弾

【1日当たりの協力金交付額】本種の協力金を申請される方のみ、この欄を使用できます。(令和4年1月21日から令和4年2月13日まで)

【マスク飲食実施店舗】 ※期間中、1日でも20時を超えて営業(21時までの時短)又は酒類提供(酒類提供20時まで)

売上高方式	平成31年、令和2年又は令和3年の前年度1月(1月及び2月)の1日当たりの売上高	8,333万円以下	8,333万円超～25万円以下	25万円超
大企業は不可		2.5万円	上記売上高×0.3	7.5万円

売上高の計算方式
 平成31年、令和2年又は令和3年の前年度1月(1月及び2月)からの1日当たりの売上高が0.4(上限20万円)を超え、令和2年及び令和3年の前年度1月(1月及び2月)の1日当たりの売上高が0.3以下(前年度)

【上記以外のマスク飲食実施店舗及び非店舗】 ※全期間、20時までの特別営業(酒類提供なし)又は休業

売上高方式	平成31年、令和2年又は令和3年の前年度1月(1月及び2月)の1日当たりの売上高	7.5万円以下	7.5万円超～25万円以下	25万円超
大企業は不可		3万円	上記売上高×0.4	10万円

4ページ

10 該当店舗の記入(2)
 店舗ごとに7と10は同じ数字を記入してください。

11 時短営業等実施期間
 時短営業の開始日と時短営業日数を記入してください。

※時短営業を開始した日及び時短営業した日数については、4ページ下部の「時短営業した日数とは」をご確認ください。

12 取組内容及び協力金額

【1】実施した取組内容について、①～③のいずれかにチェック(✓)を記入してください。

要請Aは①、要請B・要請Cは②を選択してください。期間中に変更があった場合は以下をご参照ください。

変更内容	選択する番号
要請A → 要請B	③
要請B → 要請A	
要請C → 要請A	
要請C → 要請B	②

【2】「1日当たりの協力金交付額(下限額)」×「時短営業(休業含む)した日数」の額を記入してください。

4. 申請書はどう書くの？(下限額申請書)

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第16弾) 交付申請書 記入例⑤

13 6 提出書類チェック表

以下の書類が揃っているか確認の上、□にチェック(✓)を入れ、申請書とともに提出してください。
 郵送申請受付期間：令和4年2月14日(月曜)から令和4年4月15日(金曜)(当日消印有効)
 ※申請受付期間を過ぎた場合、申請できません。

1 申請事業者として提出する書類

- 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第16弾)交付申請書(様式1)
 - 本人確認書面の写し(*個人事業主の場合のみ)
 - ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
 - 「口座振込依頼」に記載した振込先の通帳等の写し
 - ※ 預金通帳の場合、表紙を1ページめくった中表紙の写しを提出してください。
 - 提出書類チェック表(本紙)
- 第3弾、第6弾～第15弾で交付されている場合は、省略可能です。

14 第15弾参照

2 店舗ごとに必要な提出書類

- ※過去の弾で提出している書類についても、提出してください。
- 飲食店営業又は喫茶店営業の許可証の写し
 - ※ 申請者名義の許可証の写し。
 - 対象店舗において「時短営業の案内」^{※1}及び「通常の営業時間」^{※2}を掲示したことがわかるもの
 - ※1 「時短営業の案内」に「時短営業期間中の営業時間又は休業していること」、「時短の理由等」と及び「店舗名」を一般に広く公開している。店内を店先や店内に掲示したことがわかる写真。
 - ※2 「通常の営業時間」に「通常の営業時間の記載がない場合は、通常の営業時間/わかる写真等(看板やメニューの写し、店舗のホームページの掲載した写真)を添付してください。
 - ※ 期間中、1日でも20時を超えて営業(21時までの時短)又は時短を提供(時短提供20時まで)した場合は、変更前後の「時短営業の案内」及び「通常の営業時間」を掲示したことがわかるものを提出してください。(P.4の注を参照)
 - マスク飲食実施店の認定状況により、次の書類を提出してください。(休業した店舗は提出不要)
 - ・マスク飲食実施店認定店(認定済の店舗、現地確認を終えた店舗)
 - 「マスク飲食実施店認定証」又は「マスク飲食実施店認定証明書」を掲示したことがわかる写真
 - ・非認定店
 - 県の「感染防止対策推進計画」又は市町村が作成する「感染防止対策に係るステッカー」を掲示したことがわかる写真
 - ※ 期間中、1日でも20時を超えて営業(21時までの時短)又は時短を提供(時短提供20時まで)した場合は、「マスク飲食実施店認定証」又は「マスク飲食実施店認定証明書」も併せて提出してください。(P.4の注を参照)
 - 「1テーブル4人以内」とする掲示がわかる写真等
 - ※ 協力金(第16弾)ホームページに掲載の「時短営業の案内」の取組又は同じ内容の案内を、店先や店内に掲示した写真等を提出する場合は、別紙の取組は不要です。
 - ※ 認定店である店舗営業会場など(要予約等に使用する会場)が、対象者に対する全額接種を当日に行い、1テーブル5人以上とした場合は、その旨の案内を掲示した写真等を提出してください。

◆神奈川県協力金(第16弾)申請書送付先
 〒550-8798 大阪西郵便局 郵便私書箱 第62号
 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第16弾)事務局 宛
 ※申請書類は、必ず簡易書留など郵便物の通称ができる方法で郵送してください。

◆神奈川県協力金(第16弾)コールセンター ☎ 045-522-2431
 <受付時間> 月曜から金曜(祝日除く) 9時から17時まで

13 提出書類チェック表

申請書類の提出前に、該当するすべての書類が揃っているか確認の上、チェック(✓)を記入してください。
 ※誓約事項、提出書類チェック表も忘れずに提出してください。

14 提出書類の省略

第3弾、第6弾～第15弾のいずれかで交付済みの場合、下記の書類を省略できます。該当する弾の数字を記入してください。

- ・本人確認書面の写し(個人事業主の場合のみ)
- ・「口座振込依頼」に記載した振込先の通帳の写し

簡単！
便利！な




電子申請を推奨しています(詳しくはP13へ)

- ✓ 申請から交付までの期間を短縮
- ✓ 店舗ごとの協力金額を自動計算
- ✓ マイページ上で資料の修正・提出が完結
- ✓ マイページから申請・交付状況を確認可能

5. 必要な提出書類は？

提出書類一覧

- 1～7の全ての書類の提出が必要です(2は個人事業主のみ)。
- 第3弾、第6弾～第15弾のいずれかの協力金が既に交付されている場合は、2「本人確認書面の写し」及び3「振込先の通帳等の写し」を省略できます。
- 4～7は、店舗ごとの提出が必要です。
- 8、9は、「売上高方式」で下限額申請以外の店舗又は「売上高減少額方式」で申請する店舗において、店舗ごとの提出が必要です。詳しくは、県ホームページをご確認ください。
※電子申請の場合、8の提出は不要です。

1	<p>交付申請書</p> <p>神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第16弾) 交付申請書</p> <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;">手引き5～9ページ ※下限額申請書の記入例です。</p>
2	<p>本人確認書面の写し 個人事業主の場合のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証、保険証等の写し (住所等が裏面記載の場合は裏面を含む) ・マイナンバーカードの写しの場合は 表面のみ提出してください。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div>
3	<p>振込先の通帳等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融機関名」、「支店名」、「預金種別」、「口座番号」、「口座名義人(フリガナ)」がわかること ・預金通帳の場合、表紙を1ページめくった中表紙の見開き ・インターネットバンキングの場合、上記の情報がわかるサイトのページ <div style="text-align: right;">  </div>
4	<p>営業許可証の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可証の写し(申請者名義であるものに限り) <div style="text-align: right;">  </div>

5. 必要な提出書類は？

「時短営業(休業)の案内」及び「通常の営業時間」を掲示したことがわかる写真等

- ・協力金(第16弾)ホームページに掲載のひな形又は同じ内容の案内を、店先や店内に掲示した写真を提出してください。
- ・「時短営業(休業)の案内」とは、下記が記載されているものをいいます。
 - ・実施期間※
 - ・時短営業期間中の営業時間(酒類の提供時間等含む)又は休業していること及び店舗名
- ・以下の場合、変更前後の掲示物の写真を提出ください。
 - ・マスク飲食実施店認証店において応じる要請を変更した場合
 - ・非認証店が「認証済(現地確認を終えた店舗を含む)」となった場合



▲時短営業の案内(例)

5

※実施期間の開始日の記載がない場合、協力金の対象日数が確認できないため、審査に時間を要します。

「通常の営業時間」がわかる写真等

- ・「時短営業(休業)の案内」に通常の営業時間の記載がある場合は提出不要です。
- ・定休日がある場合は、定休日がわかるものを提出してください。

例)看板やメニューの写真、ホームページの画面を印刷したもの



※いずれも店舗の名称が明記されたものが必要です。

以下、「マスク飲食実施店」の認証状況により、提出書類が異なります。店先や店内に掲示した写真を提出してください(休業した店舗を除く)。

(i) マスク飲食実施店認証店

要請A

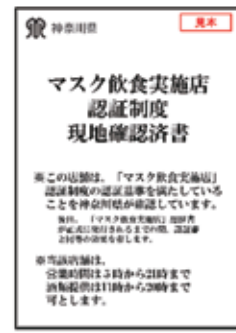
要請B

6

「マスク飲食実施店認証書」又は「マスク飲食実施店認証制度現地確認済書」を掲示したことがわかる写真



▲「マスク飲食実施店認証書」



▲「マスク飲食実施店認証制度現地確認済書」

5. 必要な提出書類は？

<p>6</p>	<p>(ii)非認証店 要請C</p> <p>県の「感染防止対策取組書」又は市町村が作成する「感染防止対策に係るステッカー」のいずれかを掲示したことがわかる写真</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="429 454 684 792"> </div> <div data-bbox="912 454 1182 792"> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <p>▲「感染防止対策取組書」</p> <p>▲市町村が作成する「感染防止対策に係るステッカー」(横浜市の例)</p> </div>
<p>7</p>	<p>「1テーブル4人以内」とする掲示がわかる写真等</p> <p>●協力金(第16弾)ホームページに掲載の「時短営業の案内」ひな形又は同じ内容の案内を、店先や店内に掲示した写真等を提出する場合は、別途の提出は不要です。</p> <hr/> <p>「対象者全員検査の案内」を掲示した写真 対象店舗のみ</p> <p>認証店である披露宴会場など(慶弔行事に使用する会場)が、対象者に対する全員検査を当日中に行い、1テーブル5人以上とした場合は、その旨の案内を掲示した写真等を提出してください。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">▲対象者全員検査の案内(例)</p>
<p>8</p>	<p>協力金額算定シート</p> <p>様式は県ホームページからダウンロードしてください。</p> <p>※電子申請では、申請画面上で該当する項目を入力するため、Excelファイルでの提出は不要です。</p>
<p>9</p>	<p>売上高及び売上高減少額等を確認できるもの</p> <p>詳しくは、県ホームページをご確認ください。</p>

6. どのように申請するの？

(1)電子申請

神奈川県ホームページより、電子申請フォームへ進んでください。

神奈川 協力金 第16弾

検索



■電子申請のメリット

申請から交付までの期間が短い

提出書類のやりとりがWEB上で完結するため、郵送申請に比べて振込までの期間を短縮できます。

協力金額が自動計算で算定できる

時短営業開始日と平成31年、令和2年又は令和3年の売上高を入力するだけで協力金額が自動計算されるため、計算間違いの心配がなく、申請が簡単です。

いつでも申請状況を確認できる

マイページにログインすると、申請状況を好きな時に確認できます。

マイページ上で提出・修正等を完結できる

郵送にかかる費用を節約できるほか、万一提出内容に不備や不足があった場合、マイページ上で修正することで再提出が可能です。

申請方法

(2)郵送申請

<申請書類の入手方法>

①上記ホームページからダウンロード

②県政情報センター、各地域県政情報コーナー（各県民センター及び各地域県政総合センター内）、市役所（区役所）又は町村役場の窓口

※窓口等で配架している申請書は、下限額申請用の様式です。

その他で申請する方は、県ホームページから申請書をダウンロードしてください。

申請時、全ての申請書類が揃っていることをご確認ください。

<郵送先>

〒550-8798

大阪西郵便局 郵便私書箱 第62号

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第16弾)

事務局 宛

※申請書類は、簡易書留等の郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※協力金(第16弾)専用の郵送先です。

※他の弾の書類は同封しないようご注意ください。

交 付

申請内容が適正と認められた場合は、指定の口座に協力金を振り込みます。
下限額で不備のない申請については、2月下旬から交付開始予定です。

通 知

交付となった場合は、通知しません。
不交付となった場合にのみ、申請者に通知します。

注意事項

協力金の交付後、交付要件を満たさない事実、虚偽、不正等が発覚した場合は、交付済みの協力金について返還を求めます。併せて、交付した協力金と同額の違約金の支払いを請求する場合があります。

7. よくあるお問合せ

Q1 店舗を新たにオープンしたばかりで、前年の売上がありませんが、協力金の対象となりますか。

A 交付要件を全て満たしていれば協力金の対象となります。なお、令和2年1月2日以降令和4年1月20日(要請前)までに開店した「売上高方式」で下限額申請以外の店舗は、1日当たりの売上高を算定する際の特例があります。詳しくは、県ホームページをご確認ください。

Q2 1日当たりの売上高は、定休日を除いて計算するのですか。

A 定休日は除かずに計算してください。1月、2月の1日当たりの売上高を計算する場合は、59日間(令和2年の売上高で算定する場合は60日)で割ってください。

Q3 一般(公益)社団法人、一般(公益)財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、事業協同組合、学校法人、権利能力なき社団は協力金の対象となりますか。また、大企業か大企業以外のどちらに該当しますか。

A 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて営業している店舗を運営するなど、全ての交付要件を満たしていれば、協力金の対象となります。大企業かどうかの判定は、常時使用する従業員の数で判定します(例えば、主たる事業がサービス業の場合、100人超の場合は大企業に該当)。

Q4 新規開店特例等の特例制度を利用できる店舗ですが、協力金額を算定したところ、下限額となりました。この場合、売上高等を確認できる書類や、特例適用申出書等の提出は必要ですか。

A 新規開店特例等の特例制度を利用できる店舗であっても、協力金額が下限額となる場合には、売上高等を確認できる書類や、特例適用申出書等の提出は不要です。特例制度を利用せずに、売上高方式(下限額)で申請してください。

Q5 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて営業している店舗は、営業の形態や名称にかかわらず、協力金の対象となりますか。

A 飲食店に限らず、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けており、全ての交付要件を満たしていれば、協力金の対象になります。ただし、テイクアウト専門店・デリバリー専門店・イートインスペースのあるスーパーやコンビニ・自動販売機コーナー・ネットカフェ・マンガ喫茶・キッチンカー・ホテルや旅館の宿泊者が専用で利用する客室等は、時短営業要請の対象外のため、協力金の対象となりません。

Q6 要請期間中に要請内容を変更した場合の協力金はいくらになりますか。

A 要請期間中に要請A→要請B又は要請B→要請Aに変更することも可能ですが、その場合、全期間の協力金交付額は2.5~7.5万円が適用されます。

Q7 店舗の営業委託を受けています。営業許可証の名義は委託元ですが、営業委託を受けている者(委託先)が協力金を申請することはできますか。

A この協力金の申請者は、営業許可を受けた方としています。営業委託を受けている方(委託先)が申請することはできません。

Q8 協力金は所得税や法人税等の課税対象になりますか。

A 課税対象になります。申告方法などの詳細は管轄の税務署にお問い合わせください。

協力金の不正受給は犯罪です！

<悪質な虚偽が疑われる場合については警察に通報します>

- 申請内容に虚偽や不正等が発覚した場合は、申請者に対し、協力金の返還を求めます。
- あわせて、交付した協力金と同額の違約金の支払いを請求する場合があります。
- 以下のような虚偽申請は絶対に行わないでください。

- 営業許可証や店内図面、写真等を偽造して要件に合う申請のように見せかける。
- 実際には、客を滞在させ営業しているにもかかわらず、時短要請に応じたように見せかける。
- 既に廃業・休業しているにもかかわらず、営業実態があるように見せかける。
- テイクアウト専門店等にもかかわらず、店内に飲食スペースがあるように見せかける。

<自主返還のご相談>

既に交付を受けた協力金について、申請内容に誤りがあり返還を希望される方は下記問合せ先までご連絡ください。自主的に返還される場合は、原則として違約金は請求しません。

[問合せ先]

協力金事務局 ☎080-7581-6364 (受付時間：月曜～金曜(祝日除く)9時～17時)

問合せ先

神奈川県協力金(第16弾)コールセンター

☎045-522-2431

<受付時間>月曜～金曜(祝日除く)9時～17時